

移動式住居「トレーラーハウス」

公道の走行可能に

事務所や住居に使われている大型のトレーラーハウスが12月中にも公道を走行できるようになる。法令に基づく明確な規定がなく移動の実態も不透明だったが、プレハブ小屋のように現地で組み立てる必要がなく、災害時に活用したいとの声が高まっており、国土交通省は安全確保を条件に許可することにした。



災害時の活用を期待

トレーラーハウスは一般的に長さ12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えては公道を走行できない。一

般的に長さ12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えては公道を走行できない。一

運送車両法と道路法の双方の許可が必要。国土交通省は、トレーラーハウスに関する規定を新設し、夜間の低速移動や、誘導車の配置といった安全策を許可の条件にする。同じ場所に一定期間とどまって使うことを想定し、頻繁な移動は認めない。

住居向けのトレーラーハウスは、ストレーラーハウスデベロップメント社提供

東日本大震災では、津波で壊れた建物の代わりに使う場合などに限り特例で公道走行を許可した。ほかの地域でも災害に備えて購入したいとの要望も出ており、ルール作りが必要と判断した。

日本トレーラーハウスは1990年代に米国製の輸入が多様なサイズが製造され、現在は国内でも製造されている。

2012年12月18日発行の日本経済新聞朝刊に掲載